

## 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について

令和元年 10 月 16 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯及び概要

国際放射線防護委員会（ICRP）が 2011 年に公表したソウル声明における「計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する勧告」を踏まえ、平成 30 年 3 月 2 日に放射線審議会から「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（眼の水晶体の放射線防護検討部会決定）の意見具申がなされ、同年 3 月 14 日の第 72 回原子力規制委員会においてその旨を報告した（参考 1）。今般、その内容を規制に取り入れるための規定の整備を行う必要がある。

これを踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）の関係規則及び告示、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の関係告示について、眼の水晶体の線量限度の変更等に係る規定の改正を行うこととしたい。

### 2. 意見募集の実施

行政手続法の規定に基づき、以下の改正事項に係る別紙 1～6 の改正案について意見募集を実施することとしたい。

#### （1）眼の水晶体の線量限度の変更に伴う改正

- ①放射性同位元素等規制法の施行規則において、眼の水晶体測定について 3 ミリメートル線量当量測定を選択肢を追加し、測定の結果について、当該期間について集計して記録及び保存することを追加する。

【別紙 1】

- ②放射性同位元素等規制法及び原子炉等規制法の関係告示において以下の点の改正を行う。

- ・眼の水晶体の線量限度の変更（5 年間につき 100mSv 及び 1 年間につき 50mSv）
- ・眼の水晶体の線量の 5 年間の合計線量の記録を追加
- ・眼の水晶体の算定について 3 ミリメートル線量当量を選択肢を追加

【別紙 2～5】

放射線審議会眼の水晶体の放射線防護検討部会検討経過  
(平成30年2月21日時点)

第1回 平成29年7月27日

(ヒアリング対象)

- ・ 電力中央研究所原子力技術研究所放射線安全研究センター  
 浜田信行主任研究員

第2回 平成29年9月5日

(ヒアリング対象)

- ・ 東京電力ホールディングス(株)
- ・ 高エネルギー加速器研究機構 平山英夫名誉教授

第3回 平成29年10月5日

(ヒアリング対象)

- ・ 公益社団法人日本放射線技術学会

第4回 平成29年11月16日

(ヒアリング対象)

- ・ 産業医科大学産業生態科学研究所放射線健康医学 盛武敬准教授
- ・ 国立大学法人東北大学災害科学国際研究所災害放射線医学分野・医学系研究科保健学専攻放射線検査学分野 千田浩一教授
- ・ 電気事業連合会

第5回 平成29年12月8日

(ヒアリング対象)

- ・ 京都医療科学大学 大野和子教授
- ・ 一般社団法人日本非破壊検査工業会

第6回 平成30年1月29日

(ヒアリング対象)

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 古渡意彦主査
- ・ 公益社団法人日本診療放射線技師会
- ・ 公益社団法人日本看護協会
- ・ 公益社団法人日本医師会

第7回 平成30年2月21日